

# お 知 ら せ

R 3 . 5 . 1 9

原子力安全対策課

(内線 2341)

## 伊方発電所 2 号機に係る冷却告示に伴う原子力災害対策重点区域の変更について

原子力規制庁から、廃止措置計画の認可を受けた伊方発電所 2 号機について、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして、冷却告示が公布されました。

これに伴い、平成 29 年度に冷却告示がなされた 1 号機と同様に、原子力災害対策指針に基づき、次のとおり 2 号機の原子力災害対策重点区域が変更されることとなるので、お知らせします。

- 1 現行、伊方発電所 2・3 号機を包括して、原子力災害対策重点区域を PAZ (予防的防護措置を準備する区域) 半径 5km 及び UPZ (緊急防護措置を準備する区域) 半径 30km としているところ、2 号機については、1 号機と同様に重点区域の範囲を概ね半径 5km とし、そのすべてを UPZ とする。

現行

施設	1号機 (H29告示済)	2号機	3号機
重点区域			
伊方発電所から半径5km圏	UPZ	PAZ	PAZ
伊方発電所から半径30km圏 (予防避難エリアを含む)	-	UPZ	UPZ

2号機の冷却告示に伴う変更(今回)

施設	1号機 (H29告示済)	2号機 (今回告示)	3号機
重点区域			
伊方発電所から半径5km圏	UPZ	UPZ	PAZ
伊方発電所から半径30km圏 (予防避難エリアを含む)	-	-	UPZ

- 2 伊方町内の原子力災害時の対応としては、1・2号機のみで事故が起こった場合は、全面緊急事態に至った段階で屋内退避し、放射性物質放出後、緊急時モニタリングの結果に応じて避難や一時移転を実施することとなり、3号機の事故の場合は、これまでと同様に放射性物質放出前に避難することになる。